

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

模倣被害に対する主要各国による措置及び対策
に関する実態調査報告書

平成 29 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

概括表

水際措置に関する規定の有無 (上段: 申立による差止、下段: 職権による差止)																
	特許権			実用新案権			意匠権			商標権			著作権			
	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	輸入	輸出	トランジット	
米国	x	x	x	-	-	-	x	x	x	o	o	△	o	o	△	
	△	x	x	-	-	-	△	x	x	o	o	△	o	o	△	
オーストラリア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
英国	o	o	o	-	-	-	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	-	-	-	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
中国	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	
	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	o	o	△	
韓国	o	o	o	△	△	△	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	△	△	△	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
EU	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
カナダ	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
チリ	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	△	△	△	△	△	△	
メキシコ	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
ペルー	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
ニュージーランド	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	o	o	x	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	o	o	x	o	
台湾	o	x	x	o	x	x	o	x	x	o	o	△	o	o	△	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	△	o	o	△	
フィリピン	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
ベトナム	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
タイ	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
マレーシア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	x	x	x	
シンガポール	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	o	x	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
インドネシア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
カンボジア	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	x	o	o	x	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	△	o	x	△	
ミャンマー	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	o	o	o	o	o	
ラオス	o	△	△	o	△	△	o	△	△	o	o	o	o	o	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
ブルネイ	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	o	o	x	o	
	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	o	x	x	
UAE	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
トルコ	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	
日本	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	o	o	x	
	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	

概括表

	水際措置について			刑事措置について				民事措置について			模倣被害の実態把握状況*3	
	税関登録制度	破産までの費用負担	税関における差止件数の統計調査の有無	営業秘密の不正取得*1	不正ラベル等の故意の使用*1	映画盗撮*1	刑事措置に関する統計調査の有無	法定損害賠償制度*2	追加的損害賠償	民事措置に関する統計調査の有無	模倣被害の実態把握調査	模倣被害の損害額の推定
米国	商標権 著作権	財務没収基金	あり	○	○	○	あり	あり	あり	なし	なし	なし
オーストラリア	商標権 著作権	権利者	なし	○	○	○	なし	あり	あり	なし	なし	なし
英国	特許権 意匠権 商標権 著作権	歳入関稅庁	あり	○	○	○	なし	あり	なし	なし	なし	なし
中国	専利権(特実意) 商標権 著作権	権利者	あり	○	○	○	あり	あり	あり(商標権)	あり	あり	なし
韓国	特許権 意匠権 商標権 著作権	輸出入者 (原則)	あり	○	○	○	あり	あり	なし	なし	あり	あり (非公開)
EU	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	税関当局	あり	各加盟国による				各加盟国による			—	—
カナダ	商標権 著作権	権利者	なし	×	○	○	あり	あり	あり	なし	—	—
チリ	なし	事案により異なる	あり	○	○	○	あり	あり	なし	なし	—	—
メキシコ	商標権	刑事事件: 刑事当局 行政事件: 権利者	あり (非公開)	○	○	×	なし	あり	なし	なし	—	—
ペルー	商標権 著作権	権利者又は輸出業者	なし	×	○	○	なし	あり	なし	なし	—	—
ニュージーランド	商標権 著作権	権利者	なし	○	○	×	なし	あり	あり(著作権)	なし	—	—
台湾	商標権 著作権	被差押人	あり	○	○	○	あり	あり	あり	あり	—	—
フィリピン	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	輸入者又は輸出者	あり	○	○	○	あり	あり	あり	あり	—	—
ベトナム	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	侵害: 侵害者 非侵害: 権利者	あり	×	○	×	なし	あり	なし	なし	—	—
タイ	商標権 著作権	輸入者	あり (非公開)	○	○	○	あり (非公開)	あり	あり	あり (非公開)	—	—
マレーシア	なし	権利者	なし	×	○	○	あり (非公開)	あり	あり	あり (非公開)	—	—
シンガポール	なし	権利者	あり (非公開)	○	○	○	あり	あり	あり (著作権のみ)	なし	—	—
インドネシア	なし	規定なし	なし	○	○	○	なし	あり	なし	なし	—	—
カンボジア	なし	規定なし	なし	×	○	○	なし	あり	なし	なし	—	—
ミャンマー	商標権	税関	なし	○	○	×	なし	あり	なし	なし	—	—
ラオス	なし	侵害: 侵害者 非侵害: 権利者	なし	○	○	○	なし	あり	なし	なし	—	—
ブルネイ	なし	規定なし	なし	×	○	○	なし	あり	明確な規定なし	なし	—	—
UAE	商標権	侵害品の所有者	あり (原則非公開)	×	○	×	なし	あり	なし	なし	—	—
トルコ	特許権 実用新案権 意匠権 商標権 著作権	税関	あり (原則非公開)	○	○	○	あり (非公開)	あり	あり (著作権のみ)	なし	—	—
日本	なし	税関	あり	○	○	○	あり	あり	なし	あり	あり	あり

*1 一説法による対応も含まれる

*2 各国毎に内容が異なる

*3 米国、オーストラリア、英国、中国、韓国、日本について調査

19 カンボジア

19.1 エンフォースメントに係る制度の内容及び運用状況

概要

カンボジアでは、知的財産権に関する模倣品に対する水際措置として、商標権及び著作権の侵害被疑品の輸出入における通関保留等が実施されている。トランジットについては法律の規定はないが、運用上取締は実施されている。商標権及び著作権の侵害被疑品を事前に税関に登録する制度はない。

知的財産権の模倣品対策に係る主な行政機関としては表1のものがある。

表1 模倣品対策に係る主な行政機関の名称¹

機関名	英語名称 (略称)
知的財産局 エンフォースメント・セクション	the Department of Intellectual Property Enforcement Section
著作権侵害制圧委員会 経済警察	Committee for Suppression of Copyright Infringement Economic Police
カンボジア輸出入査察及び不正 取締局	The Cambodia Import-Export Inspection and Fraud Repression Directorate-General (CAMCONTROL)
カンボジア税関総局	the General Department of Customs and Excise of Cambodia (GDCE)

19.1.1 水際措置の内容及び実施状況

(1) 対象となる知的財産法

水際措置の対象となる知的財産権は、商標権及び著作権のみである。また、これらの権利については、輸入及び輸出の侵害被疑品が差止による保護の対象となっている。また、輸入についてのみ職権による侵害被疑品の差止等についての規定はある。トランジットの侵害被疑品の差止については規定されていないが、運用上取締りは実施されている²。

¹ 行政機関及びその名称及び英語名称については、下記のウェブサイトの情報を参照した。

JETRO ウェブサイト カンボジア知的財産に関する情報「カンボジア・ブルネイ・ミャンマー・ラオス比較表 (2013年3月)」 URL: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ip/pdf/laws_compare.pdf (最終アクセス日: 2017年3月13日) 及び同サイト「カンボジア知財レポート (2013年3月)」

URL: <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kh/ip.html> (最終アクセス日: 2017年3月13日)

² 本調査研究における質問票調査に基づく情報。

表2 水際措置に関する規定の有無³

		特許	実用新案	意匠	商標	著作権
輸入	申立差止	×	×	×	○ ^{*1}	○ ^{*3}
	職権差止	×	×	×	○ ^{*2}	○ ^{*3}
輸出	申立差止	×	×	×	○ ^{*1}	○ ^{*3}
	職権差止	×	×	×	×	×
トランジット	申立差止	×	×	×	×	×
	職権差止	×	×	×	△ ^{*4}	△ ^{*4}
税関登録制度		×	×	×	×	×

^{*1} 根拠となる規定は、商標法35条及び第39条

^{*2} 根拠となる規定は、商標法第43条

^{*3} 根拠となる規定は、著作権法第59条及び第63条

^{*4} 法律の規定はないが、運用上取締りが実施されている。

(2) 水際措置の範囲及び担保法

主な担保法は、カンボジア商標法（標章、商号及び不正競争行為に関する法律、以下、「商標法」という。）及び著作権法である。

<商標法⁴>

第35条

登録商標所有者は、税関若しくは管轄当局又は裁判所に対して、その者が登録商標所有者であることを立証して、偽造された疑いがある商品の通関を差し止めるよう申請することができる。

第39条

第35条に基づく申請を認容するときは、税関は、当該申請にいう商品の通関を差し止める。

(以下、省略)

第43条

税関は、偽造商標商品の輸入が行われようとしているか又は切迫しているとの一応の証拠を税関が入手した商品の通関については、自らの発意で、これを差し止めることができる。

³ なお、水際措置の有無の判断は、基本的に質問票調査の回答及びその根拠となる規定の有無に基づく。表2では、根拠となる規定を確認できた場合は「○」とし、根拠となっている規定がない又は不明であるが運用で差止に限らず何らかの取締りを行っている場合は「△」とした。また、根拠となる規定がない又は確認できず、かつ質問票調査等でも確認できなかったものを「×」とした。なお、これらの取締り主体は税関に限らない。加えて、表内の「税関登録制度」は、対象となる権利に関する情報を税関に独自に登録することができる場合を○とした。

⁴ カンボジア商標法（標章、商号及び不正競争行為に関する法律）の日本語訳は、以下のサイトの日本語訳を引用した。以下も同じ。特許庁ウェブサイト「外国産業財産権制度情報」～カンボジア商標法～
URL:<https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/cambodia/shouhyou.pdf>（最終アクセス日：2017年3月13日）

<著作権法⁵>

第59条

裁判所は、特に著作物の無許諾の複製物から複製した対象物の押収につき、証拠の保全を確保するために必要なすべての暫定措置を命じる権限を有する。

原告は、申立てが裁判所によって根拠がないとされた場合は、被告に生じた損害に対し責任を負う。

第60条

差押えから30日以内に、差押え財産の所有者又は差押え装置や資料を管理する第三者は、差押えの解除又は効力の制限の申立てを裁判所に提起できる。

第61条

差押えから30日以内に、裁判所への十分な申立ての提起がなされなかった場合に、裁判所は、差押え財産の所有者の要求又は差押え財産を管理する第三者の要求を基に、この差押えの解除を命じることができる。

第63条

税関当局は、著作権又は関連する権利の所有者の書面による申立てに基づいて、侵害物品を構成すると権利者が評価する物品を、商品管理の一環として保管することができる。裁判所、申立人たる適格権限のある当局及び物品の管理者は、税関当局から、当該物品に関してこの機関によって適用された押収について、遅滞なく通知されなければならない。

この規定に反する関税法に従うことを条件として、物品の保管について通知された日から数えて10業務日の期間内に、申立人が税関当局に対して次の正当な証拠の立証に失敗した場合に、この措置は正当に解除される：

特にこの法律の第59条に規定される裁判所への保全措置の要求。

生じうる責任を満たすために必要な担保の裁判所への申立て。

申立てが根拠がないとされた場合、申立人は物品の保管に起因する損害に対し責任を有する。

特に「商標、商号に関する法律および不正競争法」に規定された水際措置に関する条項は、この条の補完的な利用のために適用されなければならない。

(3) 税関登録制度

カンボジアには、商標権及び著作権を含めて侵害被疑品を事前に税関に登録する制度はない。税関職員は、権利者からの差止の申立てを受理したあとに、ケースごとに対応

⁵ カンボジア著作権法の日本語訳は、公益社団法人著作権情報センターのウェブサイトに掲載のものを引用した。

「カンボジア編」(財田寛子・横山眞司訳)

URL:<https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/cambodia/shouhyou.pdf> (最終アクセス日: 2017年3月13日)

をしている⁶。

なお、カンボジアの一般的な輸入手続においては、輸入者が業として輸入をするためには税関への登録が必要である。輸入者自身又は通関業者は、ASYCUDA（Automated System on Customs Data）という通関システムを使って税関に申告をしなければならない。ASYCUDAによるリスク判定により4段階に分類され、リスクに応じて審査、検査が実施される⁷。

（４）税関における模倣品の差止から処分までの手続

商標及び著作権の権利者による税関に対する被疑侵害品の差し止めの申請から処分までの流れは図1のとおりである。

手続	手続の説明
1. 権利者による税関での差止の申請	登録商標の所有者は、自身が登録商標の所有者であることを証明することにより、侵害被疑品の通関を差し止めるよう税関又は管轄当局又は裁判所に申立てを行うことができる。
2. 権利者による担保金の拠出	税関又は管轄当局又は裁判所は申立人に対し、当該侵害被疑品の輸入者、荷受人、輸出者又は所有者及び管轄当局を保護するのに十分な担保又はこれに相当する保証を提供するよう求める権限を有する。
3. 通関の一時停止	税関は、侵害被疑品の輸入が行われようとしているか又は行われそうであるという一応の証拠を得たものの通関を、自らの発意で差し止めることができる。
4. 侵害被疑品の没収	税関は、通関差止の場所及び日付を直ちに権利者に通知するものとし、また、税関が自身の権限を行使する助けとなり得る情報を何時でも権利者に求めることができる。
5. 侵害被疑品の処分	税関及び管轄当局は、裁判所の判決を通じて、侵害品を廃棄する権限を有する。

図1 税関における侵害被疑品の差止から処分までの流れ⁸

<商標法>

第36条

第35条に基づく申請は、書面で提出し、かつ、次のものを添付しなければならない。

- (a) 標章登録簿からの抄本
- (b) 当該申請についての理由の陳述書、及び特に当該商標の商品が偽造品であることを示す一応の証拠
- (c) 使用した商標を付したか又はそれに関連する商品の完全な説明書、及び該当する（又は請求された）場合は、善意の製品の見本
- (d) 申請人及びその代理人の名称及び宛先（別法として、所定の通り、申請人についての完全明細）

⁶ 本調査研究における質問票調査に基づく。

⁷ カンボジアの一般的な通関手続については以下の情報を参考にした。

CIPIC ジャーナル Vol.234 「カンボジア税関による知的財産侵害物品の取締りの現状について」（JICA 長期派遣専門家 小田島 陽子氏）、及びカンボジア税関総局ウェブサイト「通関申告（Customs Declaration）」

URL: <http://www.customs.gov.kh/customs-declaration/>（最終アクセス日：2017年3月13日）

⁸ 本調査研究における質問票調査に基づく。

- (e) 申請が委任された代理人により提出される場合は、商標所有者からの委任状、及び
- (f) 経済財務省の決定に従う所定の手数料

第37条

第35条に基づく申請の受領から10就業日以内に、税関又は管轄当局は、当該申請が認容されたか若しくは拒絶されたか又は更に検討するために保留されたか否かを申請人に通知する。

第38条

副司令により指定された税関又は他の管轄当局は、商品の輸入業者、荷受人、輸出業者又は所有者及び管轄当局を保護するのに十分な担保又は同等の保証を提供するよう申請人に要求する権限を有する。当該担保又は同等の保証は、この手続に対する依拠を不合理に抑止させることのない方法により決定される。

第39条

第35条に基づく申請を認容するときは、税関は、当該申請にいう商品の通関を差し止める。当該差止は、当初期間及び10就業日以下のその延長期間内は、引き続き有効とする。税関は、輸入業者及び申請人に対し商品の通関差止を直ちに通知し、かつ、当該差止の理由を記載しなければならない。税関は、輸入業者に対して当該申請人の名称及び宛先をも通知しなければならない。

第40条

申請人が当該差止の通知を送達された後10就業日以下の期間内に、事件の本案についての判決を求める訴訟が被告以外の当事者により提起されたこと、又は適法に授権された当局が商品の税関外搬出の差止を延長する暫定措置を取ったことについて税関当局が通知を受けていない場合は、当該商品は、税関外搬出が認められる。ただし、輸入又は輸出の他のすべての条件が遵守されていることを条件とする。該当する場合は、この期限は、更に10就業日について延長することができる。事件の本案についての判決を求める訴訟が提起されている場合は、再審理については、被告の請求により、これらの措置が修正、取消又は確認されるべきか否かを合理的な期間内に決定するため、聴聞を受ける権利を含め、これを行うものとする。

第41条

関係当局は、商品の不当留置により又は商品の税関外搬出前の第39条に従う留置により、それらの者に生じた被害に対する適切な補償金を、商品の所有者、輸入業者、輸出業者及び荷受人に対して支払うよう申請人に命じる権限を有する。何れかの当事者がこの決定に同意しない場合は、その当事者は、裁判所に提訴する権利を有する。

第42条

税関又は他の管轄当局は、権利所有者、輸入業者又は輸出業者に対して、第39条に従い通関が差し止められた商品を検査することを許可すること、及び商品が偽造であるか否か決定するために検査、試験、分析用の見本を採取することを許可することができる。当該商品が偽造である旨の肯定的決定がなされた場合は、税関当局は、当該権利所有者に対し、輸出業者、輸入業者及び荷受人の名称及び宛先、並びに当該商品の数量を通告

することができる。秘密情報の保護を害することなく、税関又は他の管轄当局は、請求により、当該商品に係り提出された書類の写し又は同一輸入業者若しくは輸出業者による類似の商品の従前の輸入若しくは輸出に関する利用可能な如何なる情報若しくは書類も当該権利所有者に提供することができる。

第45条

第42条に基づいてなされた行為に関しては、公的機関及び公務員は、これらの処分が善意で採られたか又は意図されたものである場合は、適切な救済措置を取るべき義務から免責される。

第46条

税関及び管轄当局は、裁判所の判決により、侵害商品の廃棄を命じる権限を有する。税関は、偽造商標商品を再輸出すること又は別の通関手続を採ることを許可しないものとする。

(5) 費用負担

税関における侵害被疑品の差止等にかかる費用負担については、法律で定められていないが、運用上は差止等の申立人（権利者）の負担となっている⁹。

(6) 税関と権利者等の連携について

税関における差止の手続において、税関は差止を実施するために有用な情報についていつでも権利者に要求することができる。

<商標法>

第44条

税関は、権利所有者に対して通関差止の場所及び日付を直ちに通告し、また当該権利所有者からは、その権限行使に役立つ可能性がある情報を何時でも求めることができる。

(7) 税関における模倣品の差止件数の統計調査について

カンボジアにおける税関での知的財産権の侵害品の差止件数の統計情報は公表されていない¹⁰。

19.1.2 刑事措置の内容及び実施状況

(1) 概要

カンボジアでは、特定の知的財産権の侵害行為に対して、刑事罰規定が設けられている。以下では、特に、営業秘密の不正取得、不正ラベル・不正包装の故意の使用及び映画盗撮に関して記載する。

⁹ 本調査研究における質問票調査に基づく。

¹⁰ 本調査研究における質問票調査に基づく。

表3 営業秘密・不正ラベル等・映画盗撮に関する刑事措置の概要¹¹

内容	罰則	刑事罰規定
営業秘密の不正取得に関する刑事罰規定	なし	なし
不正ラベル・不正包装の故意の使用に関する刑事罰規定	最高刑は、これらの条に規定された罰金及び拘禁の両罰において夫々倍加する。	商標法第67条
映画の盗撮に関する刑事罰規定	著作物の製造又は複製の侵害：6月から12月及び／又は5,000,000（5百万）リエルから25,000,000（25百万）リエルの罰金で罰することができる。再犯の場合は二倍の罰が適用される。	著作権法第64条
	製作者の許諾のない著作物のすべての製造又は複製：6月から12月の禁固刑及び／又は5,000,000（5百万）リエルから25,000,000（25百万）リエルの罰金で罰することができる。再犯の場合、二倍の罰が適用されなければならない。	著作権法第65条
	裁判所は、侵害行為の目的で特別に導入された装置の押収等を命じることができる。	著作権法第66条

(2) 営業秘密の不正取得に関する刑事罰規定

カンボジアでは、現時点では営業秘密又は未公開情報の不正取得に対して刑事罰を科す規定はない¹²。

(3) 不正ラベル・不正包装の故意の使用に関する刑事罰規定

カンボジアでは不正ラベル・不正包装の故意の使用については、商標法に基づいて刑事罰が科される¹³。

侵害行為は商標法第11条に規定されており、第64条以降に罰則規定が設けられている。不正ラベル等の故意の使用については、商標法第66条に規定されている。

<商標法>

第11条

- (a) 登録標章に係る何れかの商品又はサービスに関して、登録所有者以外の者による登録標章の使用は、登録所有者の同意を必要とする。
- (b) 標章の登録所有者は、自己にとり有効な何らか他の権利、救済又は行為に加え、自己の同意なしに前記の標章を使用して当該標章を侵害し、又は侵害が起こる虞をもたらす行為をなす何人に対しても、訴訟を提起する権利を有する。当該権利は、登録標章と類似の標識の使用、並びに当該標章が登録されたものと類似の商品及びサ

¹¹ 本調査研究における質問票調査に基づく。

¹² 本調査研究における質問票調査に基づく。

¹³ 本調査研究における質問票調査に基づく。

ービスに関するの使用に及ぶものとする。

(以下、省略)

第64条

第11条(b)に基づいてカンボジア王国において他の企業により登録された商標，サービスマーク，団体標章，又は商号を偽造する者は何人も，百万リエル以上2千万リエル以下の罰金若しくは1年以上5年以下の拘禁に処し，又はこれら両罰を併科する。

第66条

第64条に基づく偽造標章を付した商品を故意に輸入し，販売し，販売の申出をし又は販売の目的で所持する者は何人も，同条に規定された刑罰に処せられる。

(以下、省略)

第67条

第64条及び第65条に基づく累犯に対する最高刑は，これらの条に規定された罰金及び拘禁の両罰において夫々倍加する。

第68条

本法に基づいて処罰される犯罪人が法人である場合は，当該法人の社長，管理職又は代表者は，その者が当該法人による犯罪を知らず，またそれに同意もしていなかったことを証明できない限り，当該犯罪に対して所定の刑罰に処せられる。

(4) 映画盗撮に関する刑事罰規定

カンボジアでは映画の盗撮行為については，著作権法の罰則規定が適用される¹⁴。

<著作権法¹⁵>

第64条

どのような手段であっても，この法律で定義される，著作者の権利を侵害する（著作物の）すべての製造，複製又は実演又は公衆への伝達は，罰せられるべき犯罪である。製造又は複製の侵害は，6月から12月及び／又は5,000,000（5百万）リエルから25,000,000（25百万）リエルの罰金で罰することができる。再犯の場合は二倍の罰が適用される。

複製の侵害行為から生成された製品の輸入又は輸出は6月から12月及び／又は2,000,000（2百万）リエルから10,000,000（10百万）リエルの罰金で罰することができる。再犯の場合は二倍の罰が適用される。

実演又は公衆への伝達の侵害は，1月から3月及び／又は1,000,000（1百万）リエルから5,000,000（5百万）リエルの罰金で罰することができる。数個の犯罪を行った場合，罰は犯罪の数に乘じられる。再犯の場合，前述の場合の二倍の罰が適用される。

¹⁴ 本調査研究における質問票調査に基づく。

¹⁵ カンボジア著作権法の日本語訳は、公益社団法人著作権情報センターのウェブサイトに掲載のものを引用した。

「カンボジア編」（財田寛子・横山真司訳）

URL:<https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/cambodia/shouhyou.pdf>（最終アクセス日：2017年3月13日）

第65条

実演家又はレコード製作者又はビデオ製作者又は放送機関の許諾のない（著作物の）すべての製造又は複製は、6月から12月の禁固刑及び／又は5,000,000（5百万）リエルから25,000,000（25百万）リエルの罰金で罰することができる。再犯の場合、二倍の罰が適用されなければならない。

実演家又はレコード製作者又はビデオ製作者又は放送機関の許諾のないレコード、カセット又はビデオカセットの輸入又は輸出は、1月から3月及び／又は2,000,000（2百万）リエルから10,000,000（10百万）リエルの罰金で罰することができる。再犯の場合には、二倍の罰が適用される。

実演家又はレコード製作者又はビデオ製作者又は放送機関の許諾のない放送機関による放送は、1月から3月及び／又は1,000,000（1百万）リエルから10,000,000（10百万）リエルの罰金で罰することができる。再犯の場合には、二倍の罰が適用される。

第66条

この法律の第64条及び65条が適用される各場合について、裁判所は次の決定ができる。侵害行為によって得られた収益の全部又は一部及びこの犯罪を犯す目的で特別に導入された装置の押収を命じること。

何れの精神的被害への補償に対する権利を害することなく、押収された資料や装置を、著作権又は関連する権利の所有者に返却することを命じること。

押収した資料や装置の破壊を命じること。

(5) 模倣被害に対する刑事措置に関する統計調査について

カンボジアにおける知的財産権の侵害品の刑事措置に関する統計情報は公表されていない¹⁶。

19.1.3 民事措置の内容及び実施状況**(1) 概要**

カンボジアでは、知的財産権の侵害に対して民事による救済を求めることができる。具体的には、権利者は侵害行為の差止、損害賠償又は利益返還を求めることができる。以下では、特に、模倣被害に対する損害賠償制度、追加的損害賠償制度について記載する。

表4 民事措置の概要¹⁷

内容	損害賠償の内容	規定
法定損害賠償制度	権利者の請求により、裁判所は損害賠償額を裁定する。	商標法第 27 条
	侵害又は侵害のおそれのある著作権者は、損害賠償を申立てることができる。	著作権法第 57 条
追加的損害賠償制度	なし	なし

¹⁶ 本調査研究における質問票調査に基づく。

¹⁷ 本調査研究における質問票調査に基づく。

(2) 損害賠償制度、追加的損害賠償について

模倣被害に対する損害賠償については、商標法及び著作権法に規定されている。また、追加的損害賠償については、商標法及び著作権法いずれについても明確に規定したものはない¹⁸。

<商標法>

第27条

標章所有者の請求により、又は使用権者が標章所有者に対し特定救済を求める訴訟の提起を請求したが当該標章所有者はこれを拒絶したか若しくは提起しなかった場合は使用権者の請求により、裁判所は、侵害、切迫した侵害又は第21条、第22条及び第23条にいう違法行為を防止する差止命令を出し、損害賠償額を裁定し、また、一般法律に規定されるその他の救済を付与する。

<著作権>

第57条

著作権又は関連する権利の侵害を受ける又は受けるおそれがある者は、以下のために裁判所に申立てを提起することができる。

(中略)

- b) 継続している場合に、被告による権利の侵害を止めるために。原告は、被告に、損害の賠償をさせること、精神的侵害を救済すること及び争訟されている装置や資料を返還すること並びにそうした違法行為から得られたあらゆる利益を返還することを目的とした申立てを提起することができる。

(3) 模倣被害に対する民事措置に関する統計調査について

カンボジアにおける知的財産権の侵害品の民事措置に関する統計情報は公表されていない¹⁹。

¹⁸ 本調査研究における質問票調査に基づく。

¹⁹ 本調査研究における質問票調査に基づく。

平成 29 年 3 月

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

模倣被害に対する主要各国による措置及び対策に関する実態調査報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>